

工事現場における標示施設 及び工事保安施設等の設置基準

(土木工事共通仕様書 1 - 1 - 3 6 条関連)

制 定	昭和 5 1 年 4 月
一部改訂	昭和 5 8 年 4 月
〃	平成 5 年 1 1 月
〃	平成 2 0 年 4 月
〃	令和 8 年 6 月

石 川 県 土 木 部

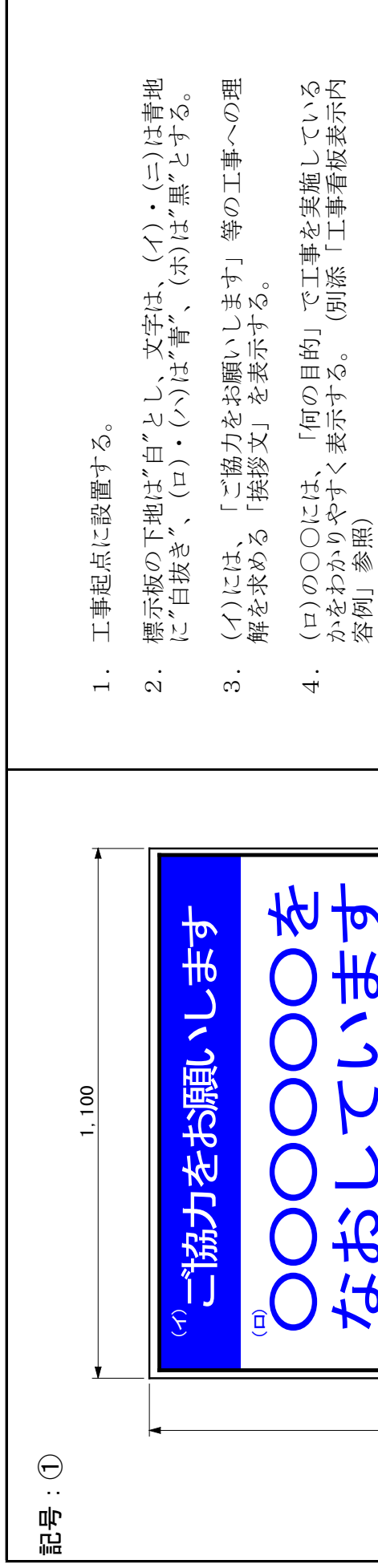
この設置基準は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（昭和 37 年 8 月 30 日 道発第 372 号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 37 号・国道国防第 205 号）」、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について（平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 38 号・国道国防第 206 号）」、及び「道路工事保安施設設置基準（案）（昭和 47 年 2 月制定、令和 6 年 2 月一部改訂）」を基にしたものであり、適用にあたっては、この図例を参考にしながら計画、実施すること。

目 次

1. 器 材	1
1-1. 標示板類の規格	1
(1) 工事標示板	1
(2) 工事標示板 (大型)	2
(3) 工事予告標示板	3
(4) 車線減少標示板	4
(5) 方向標示板	5
(6) 交互通行標示板	6
(7) 停止位置標示板	7
(8) 徐行標示板	8
(9) 段差予告標示板	9
(10) 工場終了標示板	10
(11) 通行止め案内標示板	11
(12) う回路標示板	12
(13) う回路補助板	13
(14) 立入り禁止標示板	14
(15) 工事情報看板・工事説明看板	15
1-2. 保安用品の種類	16
1-2-1. 安全柵 (バリケード)	17
1-2-2. セフティコーン	18
1-2-3. クッションドラム	19
1-2-4. 灯具類	20
(1) 保安灯	20
(2) 回転灯	21
(3) 工事用信号機	22
2. 設置方法	23
2-1. 標示板類設置上の留意点	23
2-2. 車線規制におけるすりつけ長	24
2-3. 通行車両の減速・整流対策	27
2-4. 保安施設の設置方法	28
2-5. 設置図例	30
(1) 単独工事の設置例	30
(2) 複数の工事が連続または断続する場合の設置例	40
(3) 「通行止」の場合における、う回路標示板の設置例	41
3. 参 考	43
工事看板表示内容例	43

1. 器 材

1-1. 標示板類の規格 (1) 工事標示板

<p>記号：①</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事起点に設置する。 2. 標示板の下地は“白”とし、文字は、(イ)・(ニ)は青地に“白抜き”、(ロ)・(ハ)は“青”、(ホ)は“黒”とする。 3. (イ)には、「ご協力をお願いします」等の工事への理解を求める「挨拶文」を表示する。 4. (ロ)の〇〇には、「何の目的」で工事を実施しているかをわかりやすく表示する。(別添「工事看板表示内容例」参照) 5. (ハ)の「工事期間」は、交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯のみを表示し、枠囲みや大きな文字で強調する。 6. (ニ)には、工事内容を簡潔に説明した「工事種別」(舗装修繕工事等)を表示する。 7. 2つ以上の工事が継続する(工事の終・起点間隔が概ね500m程度)場合は、1枚の標示板に「工事種別」「請負者」名を並記し、工事ごとには設置しない。ただし、その場合文字の寸法は別途変更すること。 8. 高輝度反射式または同等以上のものとする。 9. 転倒しないように留意して設置すること。
--	--

1. 器材

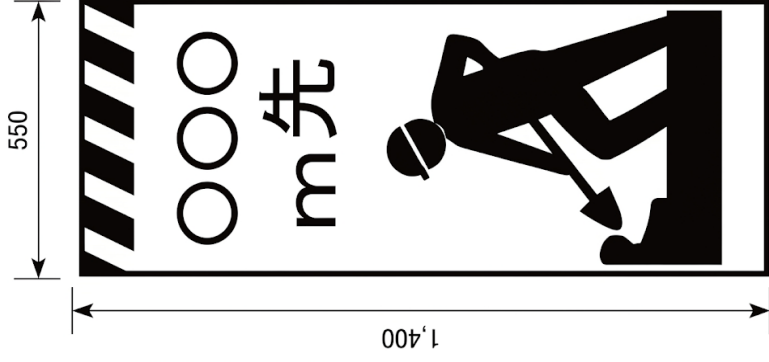
1-1. 標示板類の規格 (2) 工事標示板 (大型)

<p>記号：②</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>(イ) □□□□□□□□□□</p> <p>(ロ) □□□□□□□□</p> <p>(ハ) □□□□□□□□□□</p> <p>(ニ) □□□□□□□□□□</p> <p>(ホ) □□□□□□□□□□</p> <p>(ヘ) □□□□□□□□□□</p> </div>	<p>1. 1,200×1,200</p> <p>2. 900×900</p> <p>3. 1,200×1,200</p> <p>4. 900×900</p> <p>5. 900×900</p> <p>900×900</p> <p>900×900</p>
	<p>1. 工事が大規模な場合や、工事が連続している場合に、工事の標示と併せて事業のPRを図る観点から設置する。</p> <p>2. 設置に当たっては、監督員と場所や標示内容について協議すること。</p> <p>3. 構造は、枠組み足場等により組立し、文字は独立型とするが、台風等に十分耐え得るものとする。</p> <p>4. 標示板の下地は“白”、文字は“青”とする。</p> <p>5. 標示する文字は、下記による。</p> <p>(イ) ピール語語……「豊かで住み良い国づくり」「快適な生活は道路から」などの標語を選定する。</p> <p>(ロ) 安全標語……「安全+第一」</p> <p>(ハ) 工事等の名称……「人口リーフ工事」「〇〇防災工事」など工事名、またはひとまの工事名或いは事業名（取上防災事業）を表現する。</p> <p>(ニ) 発注者……「石川県〇〇土木事務所」。</p> <p>(ホ) 施工者……ひとまの工事の施工者。</p> <p>(ヘ) 工期……ひとまの工事の工期。</p>

1. 器材

1-1. 標示板類の規格 (3) 工事予告標示板

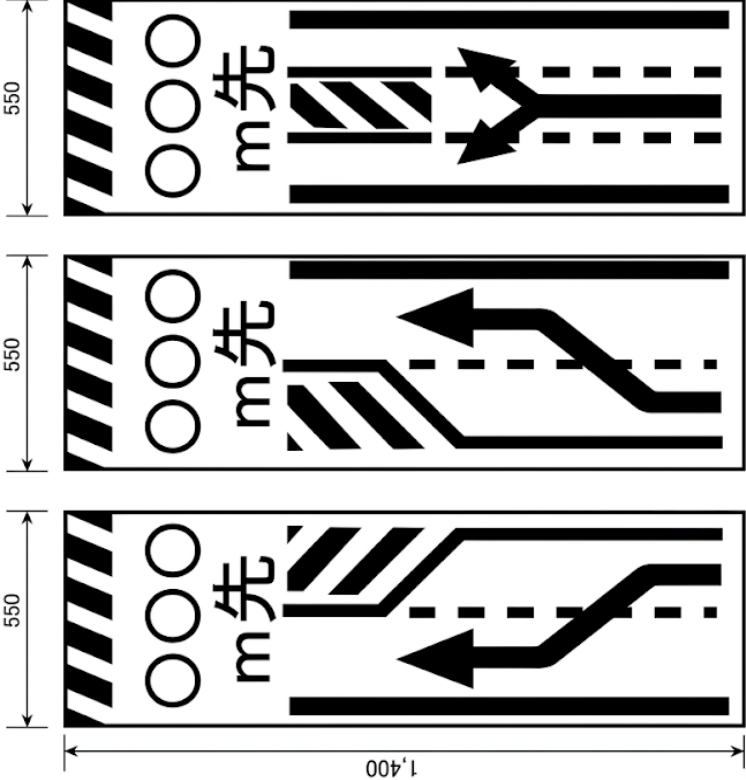
記号：③



1. 設置位置は、500m、200m、100mを標準に、なるべく交差点付近などを活用して設置する。
2. 2つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで最初の工事を対象に設置箇所を定める。
3. 通行止の案内標示板を設置する場合は、工事予告標示板は設置しない。
4. 渋滞長が特に長くなることが予測される場合は、必要に応じて1km、2km、5kmなどを追加する。
5. 高輝度反射式とする。
6. 転倒しないように留意して設置すること。

1. 器材

1-1. 標示板類の規格 (4) 車線減少標示板

<p>記号：④</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車線減少の300m、100m手前に設置する。 2. 多車線道路に適用する。 3. 2つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで最初の工事の300m、100m手前のみ設置する。 4. 実際の規制に合わせた図とする。 5. 高輝度反射式とする。 6. 転倒しないように留意して設置すること。
--	---

1. 器材

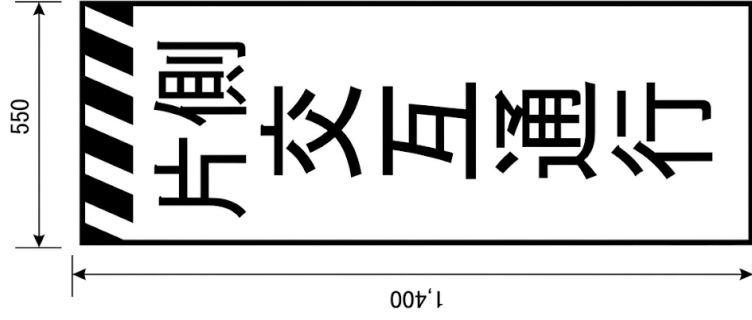
1-1. 標示板類の規格 (5) 方向標示板

<p>記号：⑤</p> <p>記号：⑥</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 片側交互通行や車線の変更を誘導する箇所に設置する。 2. 方向標示板の基本は⑤の内照式とし、電源が無い場合には、⑥の標示板を用い1箇所3枚以上とする。 3. ⑤の「←」は点滅式とし、警戒標識、規制標識は1.0倍とする。 4. ⑥の標示板の下地は“赤”、「←」は“白”とする。
-------------------------	---

1. 器材

1-1. 標示板類の規格 (6) 交互通行標示板

記号：⑦

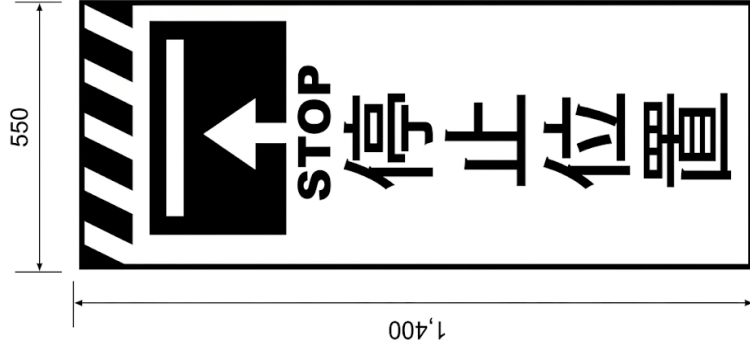


1. 工事起点の手前70～80mに設置する。
2. 2つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで最初の工事の手前に設置する。
3. 高輝度反射式とする。
4. 路面に停止線を設ける。
5. 転倒しないように留意して設置すること。

1. 器材

1-1. 標示板類の規格 (7) 停止位置標示板


記号：⑧



1. 片側交互通行時における停止位置に設置する。
2. 2つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで最初の工事の手前に設置する。
3. 高輝度反射式とする。
4. 路面に停止線を設ける。
5. 転倒しないように留意して設置すること。
6. 停止位置に、停止板（白色ゴム製）を必要に応じて設置する。

1. 器材

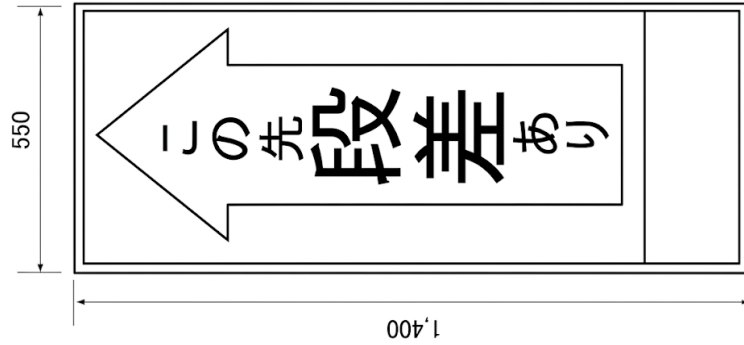
1-1. 標示板類の規格 (8) 徐行標示板

<p>記号：⑨</p>	 <ol style="list-style-type: none">1. 工事区間の起点付近に設置するか、工事区間が長い場合は200m間隔で設置する。2. 2つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、各工事ごとの起点付近に設置する。3. 高輝度反射式とする。4. 転倒しないように留意して設置すること。
-------------	---

1. 器材

1-1. 標示板類の規格 (9) 段差予告標示板

記号：⑩

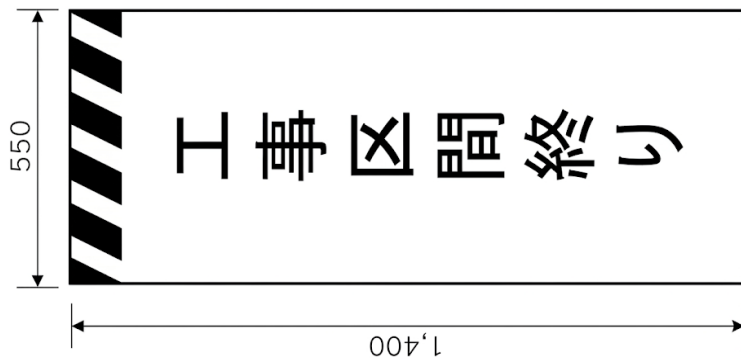


1. 「段差」の手前70～80mに設置する。
2. 高輝度反射式とする。
3. 転倒しないように留意して設置すること。

1. 器材

1-1. 標示板類の規格 (10) 工事終了標示板

記号：⑪



1. 工事の終点に設置する。
2. 2つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで、全ての工事区間が終了した箇所に設置する。
3. う回路を設ける工事でも、本線に戻った地点に設置する。
4. 高輝度反射式とする。
5. 転倒しないように留意して設置すること。

1. 器 材

1-1. 標示板類の規格 (11) 通行止め案内標示板

記号：⑫

① この先〇〇m地点

② 全面通行止

③ 〇月〇日〇時

④ 〇月〇日〇時

⑤ う回路あり

⑥ (株) △ △ 建設 TEL〇〇〇-〇〇〇

⑦ 石川県 土木事務所 TEL〇〇-〇〇〇〇

1. 設置箇所は、IC（インターチェンジ）入口・主要交差点の手前、および通行止区間の手前500m、200m、100mに設置する。
ただし、IC入口・主要交差点の手前に設置する標示板は、(イ)の文字を「〇〇市〇〇地先」とし、かつ(ホ)の施工者名は「〇〇警察署」に変更する。

2. 標示板の底色は“白”、文字の(ロ)・(ニ)は“赤”とし、他は“青”とする。

3. (ハ)の期間は、実際に通行止めを実施する期間とする。

4. (ニ)の内容は、実態に合わせて別途変更する。

5. この標示板を設置する場合は、工事予告標示板は設置しない。

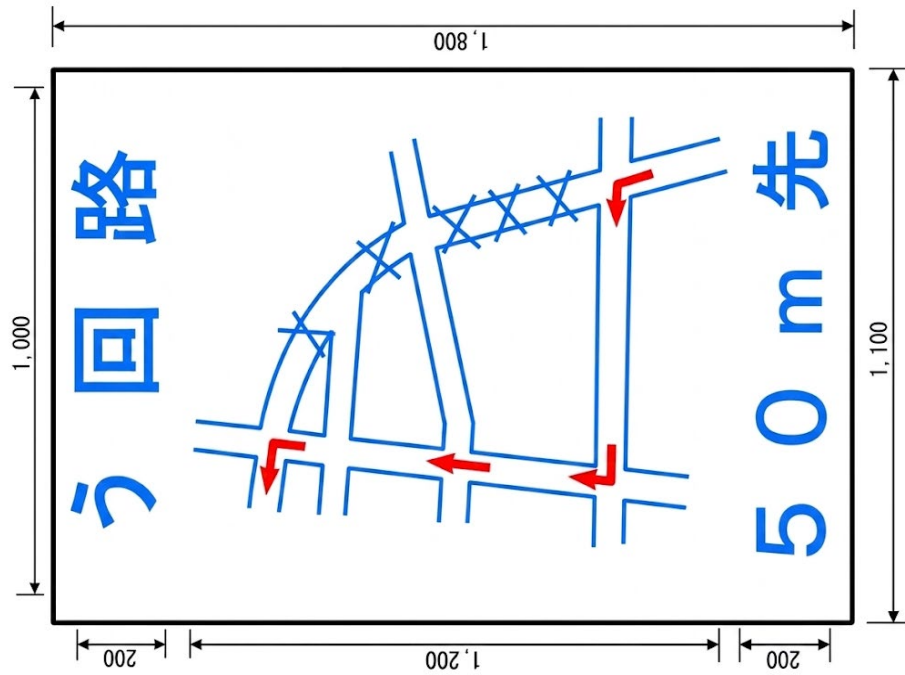
6. 高輝度反射式または同等以上のものとする。

7. 転倒しないように留意して設置すること。

1. 器材

1-1. 標示板類の規格 (12) う回路標示板

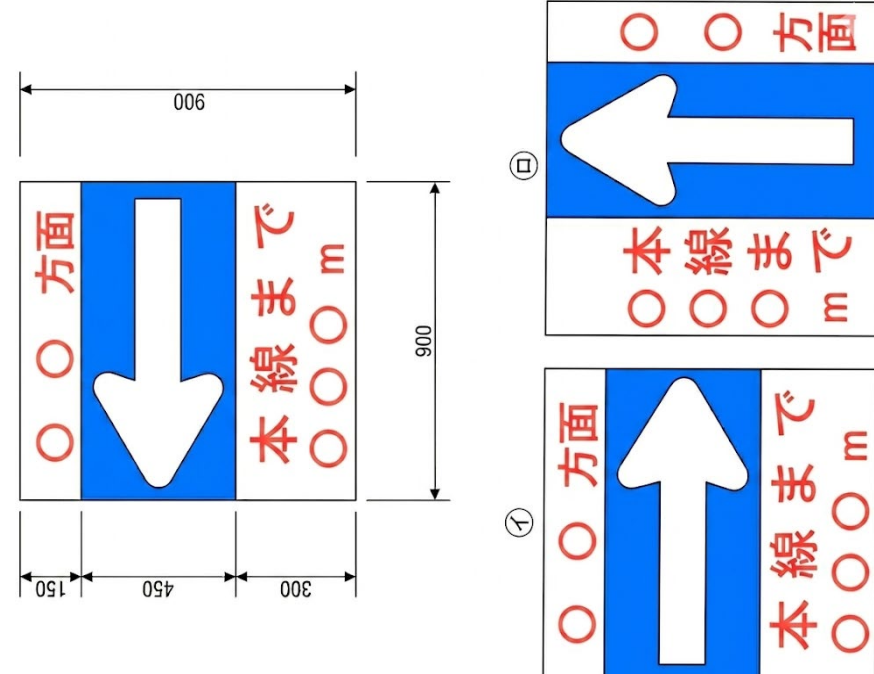
記号：⑬



1. う回路の入口手前50mに設置する。
2. う回路に入ってからからの案内には、⑭のう回路補助板を設置する。
3. 標示板の下地は“白”、文字・図は“青”とする。ただし、「←」は“赤”で大きく目立つようにする。
4. 高輝度反射式または同等以上のものとする。
5. 転倒しないように留意して設置すること。

1. 器材

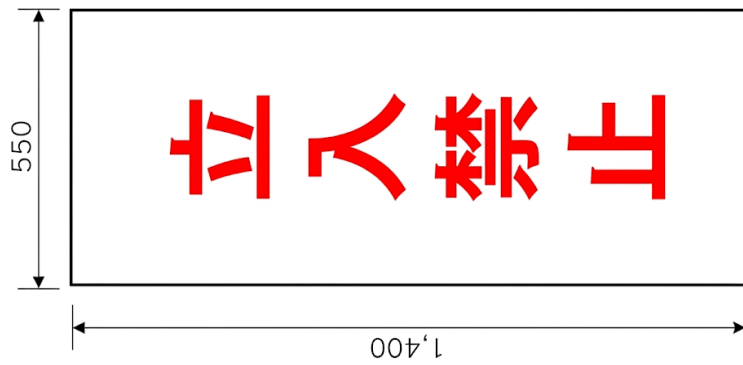
1-1. 標示板類の規格 (13) う回路補助板

<p>記号：⑭</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1. う回路に入ってから、交差点に設置する。 2. ドライバーが見る方向を考慮して(イ)・(ロ)を設置する。 3. 標示板の下地は“白”、文字は“赤”、“←”の下地は“青”、“←”は“白”とする。 4. 本線に戻るまでの距離を標示板ごとに記入する。 5. 高輝度反射式または同等以上のものとする。 6. 転倒しないように留意して設置すること。
--	--

1. 器材

1-1. 標示板類の規格 (14) 立入り禁止標示板

記号：⑮

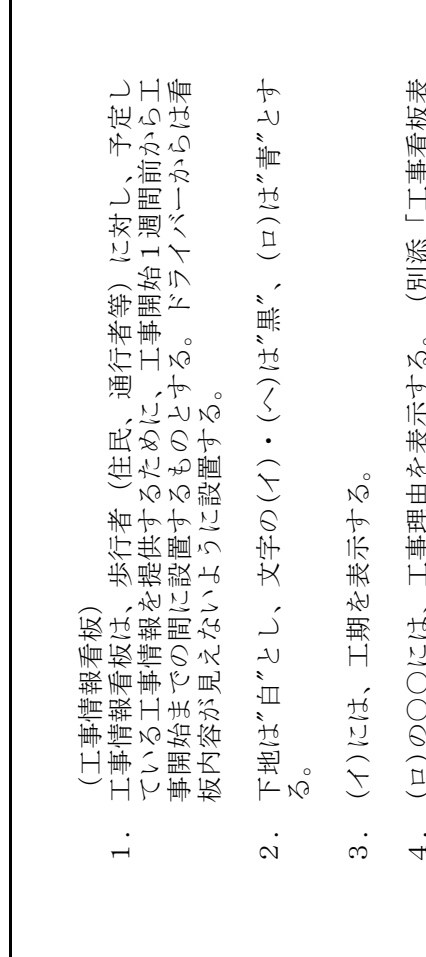
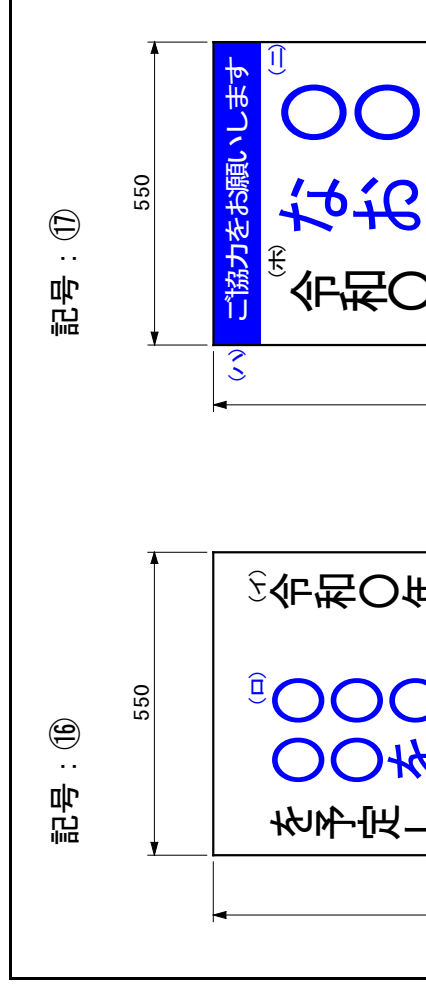


1. 立入りを禁止する必要がある場合に設置する。
2. 標示板の下地は“白”、文字は“赤”とする。
3. 高輝度反射式または同等以上のものとする。
4. 転倒しないように留意して設置すること。

1. 器材

1-1. 標示板類の規格

(15) 工事情報看板・工事説明看板

<p>記号：⑯</p> 	<p>記号：⑰</p> 
<p>(工事情報看板)</p> <p>1. 工事情報看板は、歩行者（住民、通行者等）に対し、予定している工事情報を提供するために、工事開始1週間前から工事開始までの間に設置するものとする。ドライバーからは看板内容が見えないように設置する。</p> <p>2. 下地は“白”とし、文字の(イ)・(ハ)は“黒”、(ロ)は“青”とする。</p> <p>3. (イ)には、工期を表示する。</p> <p>4. (ロ)の〇〇には、工事理由を表示する。（別添「工事看板表示内容例」参照）</p>	<p>(工事説明看板)</p> <p>1. 工事説明看板は、歩行者（住民、通行者等）に対し、実施している工事情報を提供するために、工事開始から工事終了までの間に設置するものとする。ドライバーからは看板内容が見えないように設置する。</p> <p>2. 下地は“白”とし、(ハ)は青地に“白抜き”、(ニ)は“青”、(ホ)・(ハ)は“黒”とする。</p> <p>3. (ハ)には、工事への理解を求め「挨拶文」を表示する。</p> <p>4. (二)の〇〇には、「何の目的」で工事を実施しているかをわかりやすく表示する。（別添「工事看板表示内容例」参照）</p> <p>5. (ホ)の「工事期間」は、交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日を表示する。</p>

1. 器材

1-2. 保安用品の種類

1-2-1. 安全柵

(1) バリケード①

(折りたたみ式)



1. 転倒しないように留意して設置すること。
2. 転倒防止のため、基礎をウェイトなどで固定する。
3. デリネーターまたは保安灯などの併設は、基本的に実施するものとするが、一般交通に支障ない箇所や資材の囲い等に用いる場合は省略することができる。
4. 上部横材にゼブラ被膜などを施すか、またはゼブラ状の垂れ板を取り付ける。

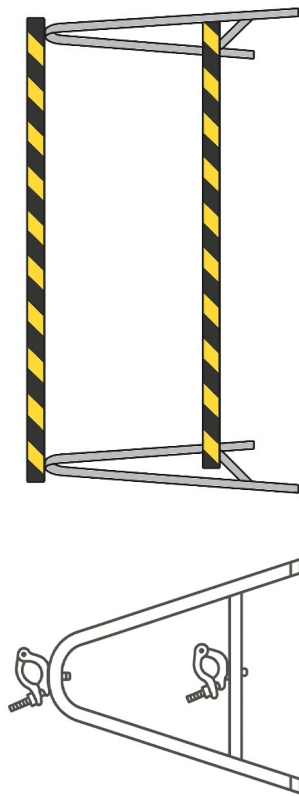
1. 器材

1-2. 保安用品の種類

1-2-1. 安全柵

(2) バリケード②

(単管式)

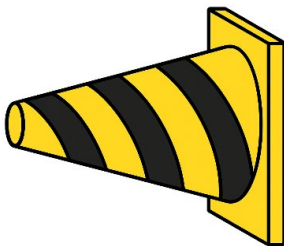


1. 転倒しないように留意して設置すること。
2. 転倒防止のため、基礎をウエイトなどで固定する。
3. 上部横材にゼブラ被膜などを施すか、またはゼブラ状の垂れ板を取り付ける。

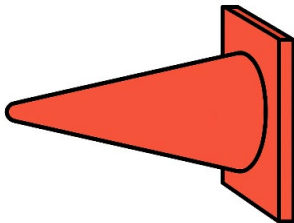
1. 器材

1-2. 保安用品の種類 1-2-2. セフティコーン

(1) ラバーコーン



(2) カラーコーン

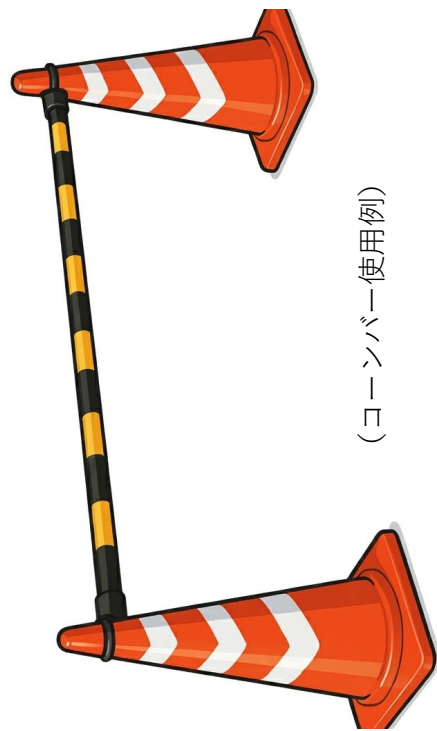


転倒防止用重し

コーンベットの



1. 工事現場で中央線、車線誘導線および歩車道境界線などが必要な場合に設置する。
2. 風圧転倒防止として、コーンベット、ジャバラリングなどを用いる。
3. 反射式または内照式とする。
4. 高さは700mm以上とする。
5. 転倒しないように留意して設置すること。



(コーンバー使用例)

1. 器材

1-2. 保安用品の種類

1-2-3. クッションドラム



外径 580mm～610mm
高さ 820mm～850mm

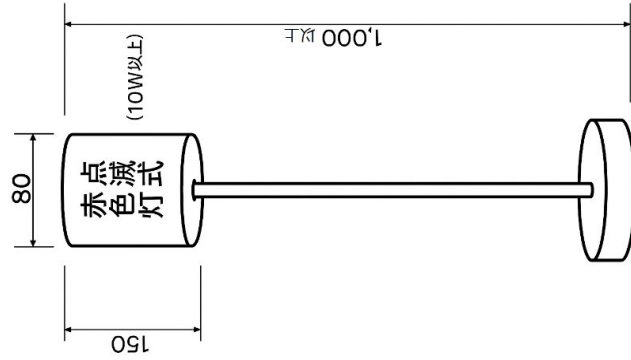
1. 道路における仮設分離帯として設置する。
2. 反射式または内照式とする。

1. 器材

1-2. 保安用品の種類

1-2-4. 灯具類

(1) 保安灯



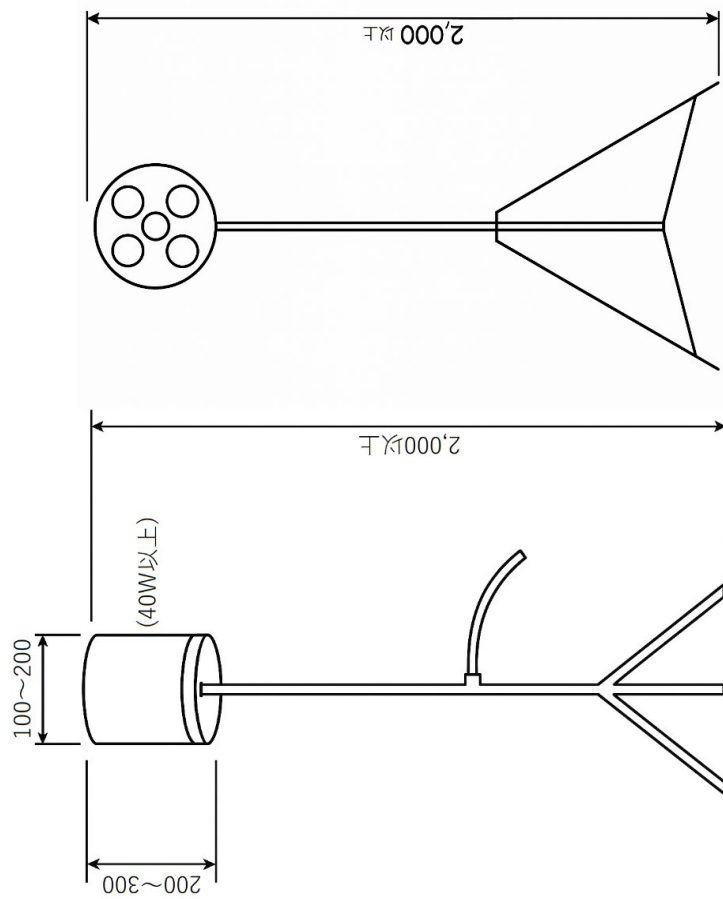
1. 視認距離が夜間150m以上の効果をもつものであること。
2. 他に同様の効果をもつものとしてスズラン式、チューブ式などがある。
3. 設置にあたっては、停電その他の事故などによりその機能を失う恐れがあるのでセフテライト、または反射効果を発揮できるデリネーターなどを併設する。
4. 転倒しないように留意して設置すること。

1. 器材

1-2. 保安用品の種類

1-2-4. 灯具類

(2) 回転灯



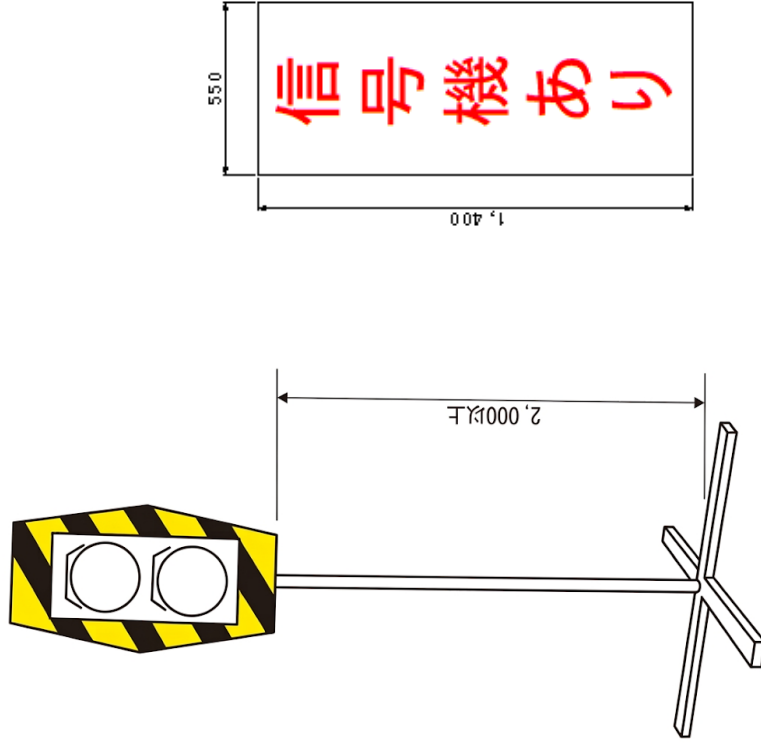
1. 視認距離200m以上の距離から確認できる黄・赤色回転灯とする。
2. 高さは、2 m以上とする。
3. 転倒しないように留意して設置すること。

1. 器材

1-2. 保安用品の種類

1-2-4. 灯具類

(3) 工事用信号機



1. 工事用信号機は、工事中における片側交互通行の誘導方法として用いる。この場合、原則として交通誘導員を配置し、信号機はその補助手段として使用することが望ましい。
2. 信号機は、サイクル（青・赤）の調節可能なものとし、視認距離は200m以上の距離から確認できるものとする。
3. 見通しの悪い道路で、直接信号機が確認できない場合「信号機あり」の標示板（高輝度反射式1400×550）を設置する。
4. 必要に応じて、信号待ち時間の標示板を設置するものとし、この場合には「青〇分、赤〇分」を標示する。
5. 転倒しないように留意して設置すること。
6. 交通量や現場状況を勘案して、時間短縮機能付き工事用信号機や、無線遠隔操作式工事用信号機等の使用を検討できる。その際は、道路管理者および所管警察署長と、交通の処理方法について十分に調整すること。

2. 設置方法

2-1. 標示板類設置上の留意点

工事標示板類の設置に際しては、次の点に留意すること。

- ① 標示板の高さは、標示の中心点が概ね 1.5～2.0m の位置になるように設置する。
- ② 通行規制に関する標示板は、工事中止時（夜間を含む）は撤去するか、または白布等で覆うこと。
- ③ 予告標示板は、交通渋滞が生ずる地点の手前付近に、また、車線変更を必要とする工事では、車線変更を開始する少し手前に設置する。
- ④ 「通行止め」の案内標示板は、駐車場、交差点および道路照明灯付近に設置する。
- ⑤ 「通行止め」のため、う回路を伴う工事標示板類は、少なくとも 10 日前から予告する。
- ⑥ 標示板類を歩道上に設置する場合は、歩行者通行帯を確保し、夜間の安全対策を講ずること。
- ⑦ 維持工事などで、工事箇所が点在する場合は、工事実施箇所にものみ設置する。
- ⑧ 路面清掃、区画線設置作業のように随時施工箇所が移動する場合は、交通誘導のみとし、標示板類は設置しない。ただし、交通誘導員の安全には十分注意を払うこと。
- ⑨ 複数の工事が連続する場合または断続して工事が実施される場合は、各工事担当者間で連絡調整を諮り、一連の工事区間として標示板類を設置する。
この場合における工事の終点と起点の間隔は、概ね 500m 程度とする。

本書に明示されていない標示板類を設置する必要のある場合は、できるだけ本書の考え方に準じて運用すること。

2-2. 車線規制におけるすりつけ長

多車線道路において工事のために車線規制を行い、走行車線を隣の車線に移動させる場合のすりつけ長は、表-1によって定めるものとする。

表-1 すりつけ長の標準値

(単位：m)

地域区分 設計速度 V (km/h)	地方部		都市部	
	計算式	最小値	計算式	最小値
80	$\frac{V \cdot \Delta W}{2}$	85	$\frac{V \cdot \Delta W}{3}$	—
60		60		40
50	$\frac{V \cdot \Delta W}{3}$	40		35
40		35		30
30		30		25
20		25		20

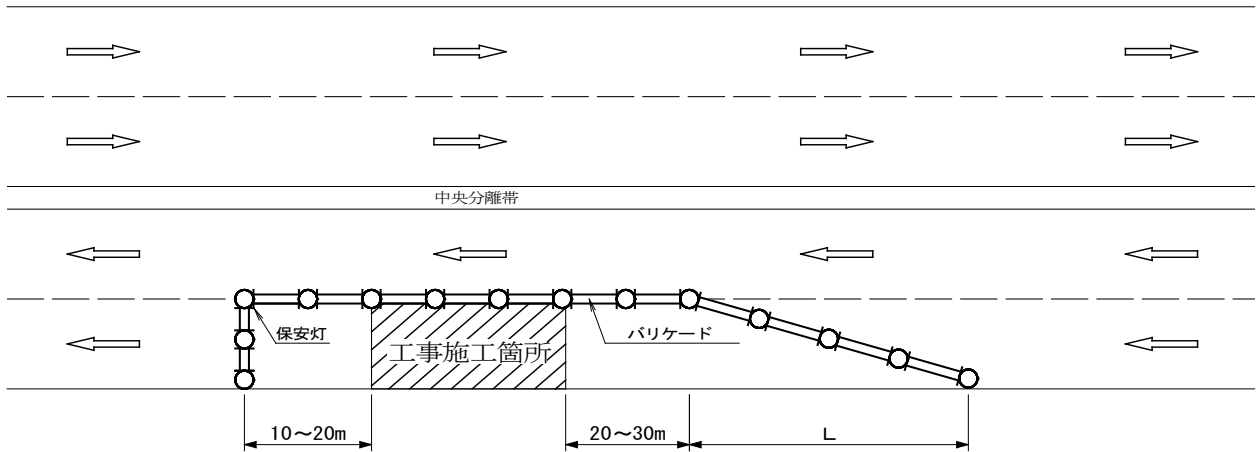
注) ΔW ：本線の横方向のシフト量 (m)

※『道路構造令の解説と運用(令和3年3月) 表4-5』を準用

表中の設計速度は、当該道路に対して公安委員会が指定する最高速度とするが、沿道からの乗入れ口や取付け道路等の存在により、これによりがたい場合は、周囲の状況を勘案し設定するものとする。

【例題－１】

設計速度が 80km/h、1 車線の幅員 3.5m、中央分離帯を有する 4 車線道路の地方部における局部打換え舗装工事を片側 2 車線のうち、1 車線全幅員を閉鎖して工事を行う場合のすりつけ長は次のように求める。



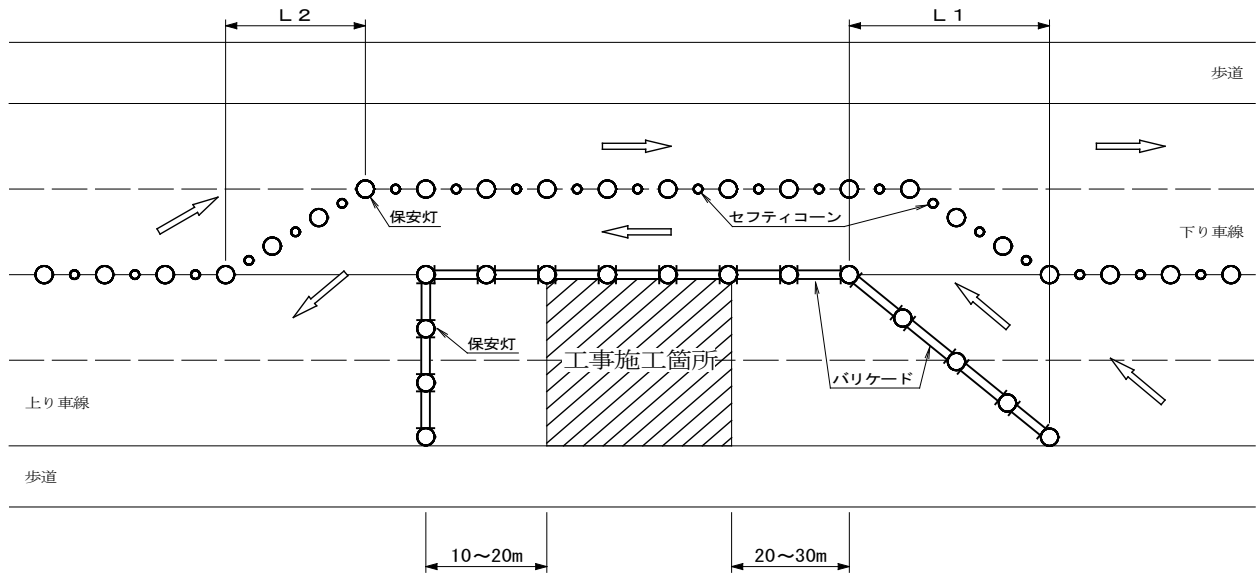
・地方部における設計速度 80km/h の場合の

すりつけ長は、表－１より $\frac{V \cdot \Delta W}{2}$ または 85 の大きい方を採用する。

∴ すりつけ長 (L) = $80 \times 3.5 / 2 = 140\text{m}$ (>85m)

【例題－２】

規制速度が 40km/h、1 車線幅員 3.25m の平面 4 車線の都市部道路に地下横断歩道工事を施工するため、4 車線のうち、先ず片側 2 車線を工事のために閉鎖し、残りの 2 車線を上下方向、同時に通行しながら工事を行う場合のすりつけ長は次のように求める。



- ・都市部における規制(最高)速度 40km/h のすりつけ率は、

表－１より $\frac{V \cdot \Delta W}{3}$ または 30 の大きい方を採用する。

∴上り車線側のすりつけ長 $L1 = 40 \times (3.25 \times 2) / 3 = 87\text{m} (>30\text{m})$

下り車線側のすりつけ長 $L2 = 40 \times 3.25 / 3 = 44\text{m} (>30\text{m})$

2-3. 通行車両の減速・整流対策

道路工事のために、通行車両速度の抑制や車線変更を行う際は、次の点に留意すること。

- ① 通行車両の減速や交通の流れを整える整流対策には、セフティコーンを設置すると有効である。
- ② セフティコーンの採否は、当該道路の車道幅員を配慮するものとし、設置時には、ドライバーの案内誘導や通行車両に対応した適切な導流路の確保に留意すること。
- ③ 工事用信号機は、交通の誘導方法として有効であるが、工事現場における交通の危険を防止するためには、交通誘導員を配置した上で、信号機はその補助手段として使用することが望ましい。
ただし、夜間など作業を中止する場合には、交通量および現地の状況を勘案し、工事用信号機によって交通の誘導を図るものとし、必要に応じて交通誘導員を配置する。
- ④ 交通誘導員を配置する場合は、誘導員の前にバリケード等を設置し、誘導員の安全を図ること。
- ⑤ 交通誘導員の高齢化、就業者不足等により、地域や時期によっては交通誘導員の確保が困難な場合は、映像解析AIによる交通誘導システムや時間短縮機能付き工事用信号機、無線遠隔操作式工事用信号機など（以下、「交通誘導システム等」という。）の使用を検討できるものとする。
その際は、交通量や現場状況を勘案し、道路管理者および所管警察署長と、交通の処理方法について十分に調整すること。
交通誘導システム等は、道路管理者及び所管警察署長と協議をした上で、交通の安全と円滑な流れが確保される場合に限り、活用することができる。


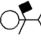



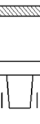


2-4. 保安施設の設置方法

道路工事における保安施設の設置に当たっては、工事範囲、通行規制の条件等により表-2 および設置図例を参考にして決定すること。

表-2 保安施設の設置一覧表

車線数	呼び名	工事(作業)範囲	通行規制		工種(例)	図面番号
			条件	方法		
2	A-1	片側車線全幅員	車線数減少 (2車線→1車線)	片側交互通行	舗装打換、オーバーレイ、構造物新設・補修、のり面工事	図-1
	A-2	片側車線の一部				
	A-3	片側車線の一部	片側車線のみ 幅員減少	片側車線のみ 通行注意	路面清掃、側溝清掃等の随時移動する作業	図-3
	A-4	片側車線の一部				
4以上	A-5	道路の中央部	車線数減少	片側交互通行	区画線設置等の随時移動する作業	図-5
	B-1	片側2車線幅員	車線数減少 (4車線→2車線)	片側移行通行	舗装打換、路面切削、オーバーレイ、表面処理、構造物の新設・補修、のり面工事	図-6
		片側1車線全幅員				
	B-2	片側1車線のうちの一部	片側のみ車線数減少 (4車線→3車線)	片側1車線通行	局部打換、わだち掘りパッチング、目地補修等、区画線設置等	図-7
B-3	道路の中央部	車線数減少	両側分離通行	局部打換、構造物新設・補修等	図-8	
共通	B-4	中央分離帯内	車道の一部幅員減少	両側分離通行	植樹手入れ、道路付属物等	図-9
	C-1	路肩及び歩道部分	車道の一部幅員減少	歩行者通行確保	側溝、歩道、標識等の設置及び補修	図-10
共通	C-2	複数工事の断続			全工種対象(間隔は概ね500m)	図-11
	C-3, 4	道路全幅員	全面閉鎖	う回路の表示	車道全幅員に伴う工事	図-12, 13

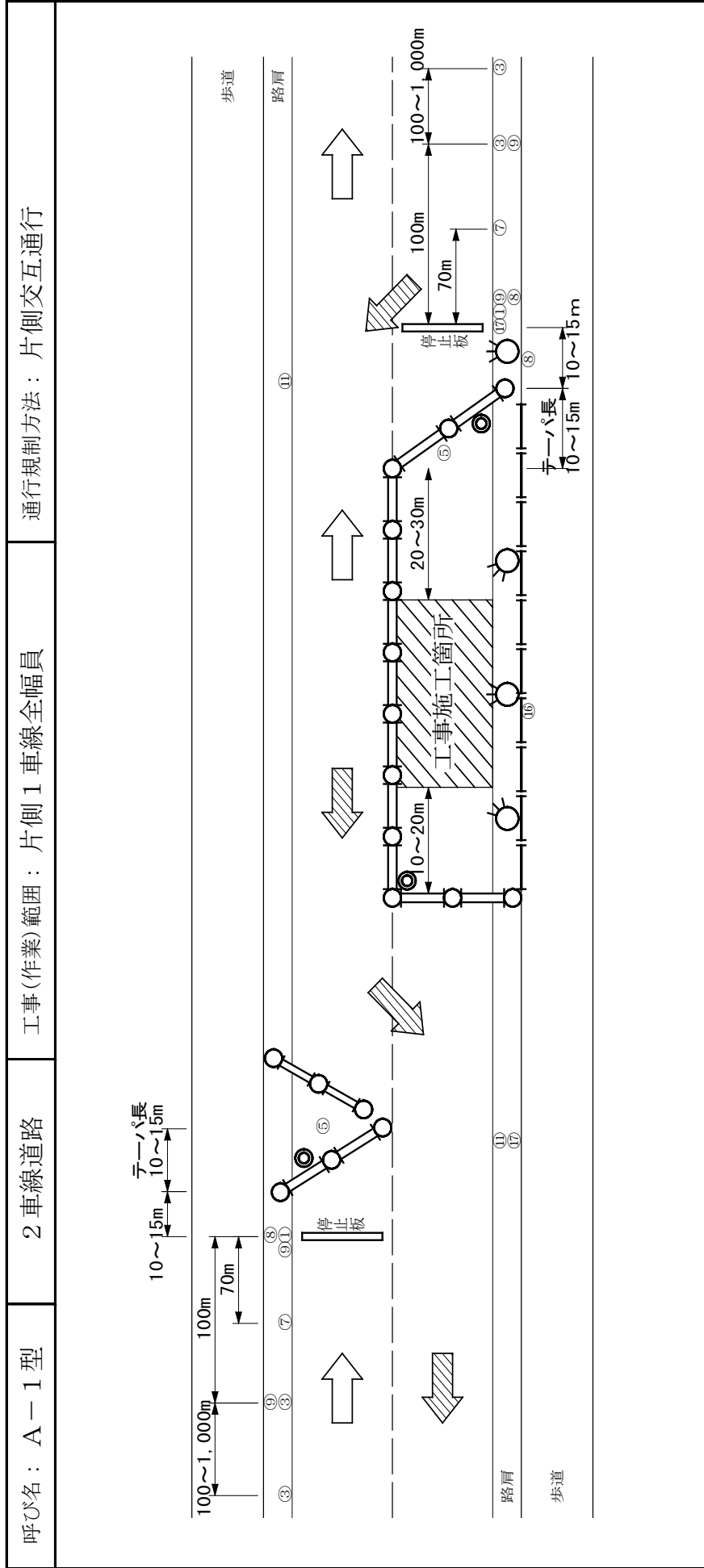
表-3 保安施設等の記号

工事標示板類		保安用品		その他	
種類	記号	種類	記号	種類	記号
工事標示板	①	安全柵等			
工事標示板(大型)	②	バリケード		交通誘導員	
工事予告標示板	③	歩道柵			
車線減少標示板	④	セフテイクコーン	○	作業車(標識付)	
方向標示板	⑤,⑥	クッションドラム		標識車	
交互通行標示板	⑦	灯具類			
停止位置標示板	⑧	保安灯	○		
徐行標示板	⑨	回転灯			
段差予告標示板	⑩	ゴムクッション	◇		
工事終了標示板	⑪	照明灯			
通行止め案内標示板	⑫	工事用信号機	●		
う回路標示板	⑬				
う回路補助板	⑭				
立入り禁止標示板	⑮				
工事情報看板	⑯				
工事説明看板	⑰				

2-5. 設置図例

(1) 単独工事の設置図例

図-1 保安施設の設置図例



注-1) ③の設置数、距離(位置)については、交通量および現地の状況によって定める。

-2) 昼間作業は、保安灯と照明灯を除く。

-3) 工事区間長および交通量に応じて、適宜交通誘導員、工信用信号機もしくは交通誘導システムを置くこと。

-4) 路肩側に歩道柵(バリケード等)を設置する。

-5) 作業を中止する場合は、交通量および現地の状況を勘案し、工信用信号機もしくは交通誘導システムを設置し、必要に応じて交通誘導員を配置する。

2-5. 設置図例

図-2 保安施設の設置図例

呼び名：A-2型	2車線道路	工事(作業)範囲：片側1車線の一部	通行規制方法：片側交互通行
<p>歩道</p> <p>歩道</p> <p>カーパ長 10~15m</p> <p>70m</p> <p>100m</p> <p>⑨ ⑤</p> <p>⑦</p> <p>⑧ ⑩</p> <p>100m</p> <p>⑪ ⑭</p> <p>⑮</p> <p>⑯ ⑰</p> <p>⑱ ⑲</p> <p>⑳</p> <p>㉑</p> <p>㉒</p> <p>㉓</p> <p>㉔</p> <p>㉕</p> <p>㉖</p> <p>㉗</p> <p>㉘</p> <p>㉙</p> <p>㉚</p> <p>㉛</p> <p>㉜</p> <p>㉝</p> <p>㉞</p> <p>㉟</p> <p>㊱</p> <p>㊲</p> <p>㊳</p> <p>㊴</p> <p>㊵</p> <p>㊶</p> <p>㊷</p> <p>㊸</p> <p>㊹</p> <p>㊺</p> <p>㊻</p> <p>㊼</p> <p>㊽</p> <p>㊾</p> <p>㊿</p> <p>作業施工箇所</p> <p>3~5m</p> <p>5~10m</p> <p>10~20m</p> <p>歩道</p> <p>歩道</p> <p>カーパ長 10~15m</p> <p>70m</p> <p>100m</p>			
<p>注-1) ③の設置数、距離(位置)については、交通量および現地の状況によって定める。</p> <p>-2) 昼間作業は、保安灯をセフアイコンとし、照明灯は除く。</p> <p>-3) 工事区間長および交通量に応じて、適宜交通誘導員、工事用信号機をもしくは交通誘導システムを置くこと。</p> <p>-4) 歩道に歩車道分離用の防護柵が設置してある場合は、歩道柵は不要。</p>			

2-5. 設置図例

図-3 保安施設の設置図例

呼び名：A-3型	2車線道路	工事(作業)範囲：片側1車線の一部	通行規制方法：片側車線のみ通行注意
<p>歩道</p> <p>歩道</p> <p>散水車</p> <p>清掃車</p> <p>清掃箇所</p> <p>塵埃</p> <p>(黄色回転灯付)</p>			
<p>注-1) 必要に応じて、交通誘導員を配置する。</p>			

2-5. 設置図例

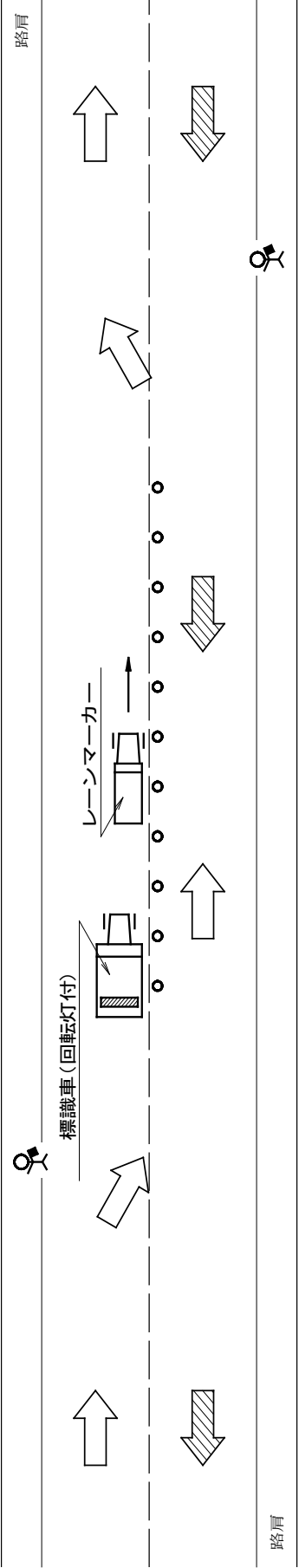
図-4 保安施設の設置図例

呼び名：A-4型	2車線道路	工事(作業)範囲：片側1車線の一部	通行規制方法：片側車線のみ通行注意
----------	-------	-------------------	-------------------

注-1) 短時間の路側作業では、バリケードをセフティコーンとしてよい。
 -2) 昼間作業は、保安灯を除く。
 -3) 必要に応じて、交通誘導員を配置する。
 -4) 路肩に通行者のある場合は、歩道柵(バリケード等)を設置し、歩行者通路を確保する。

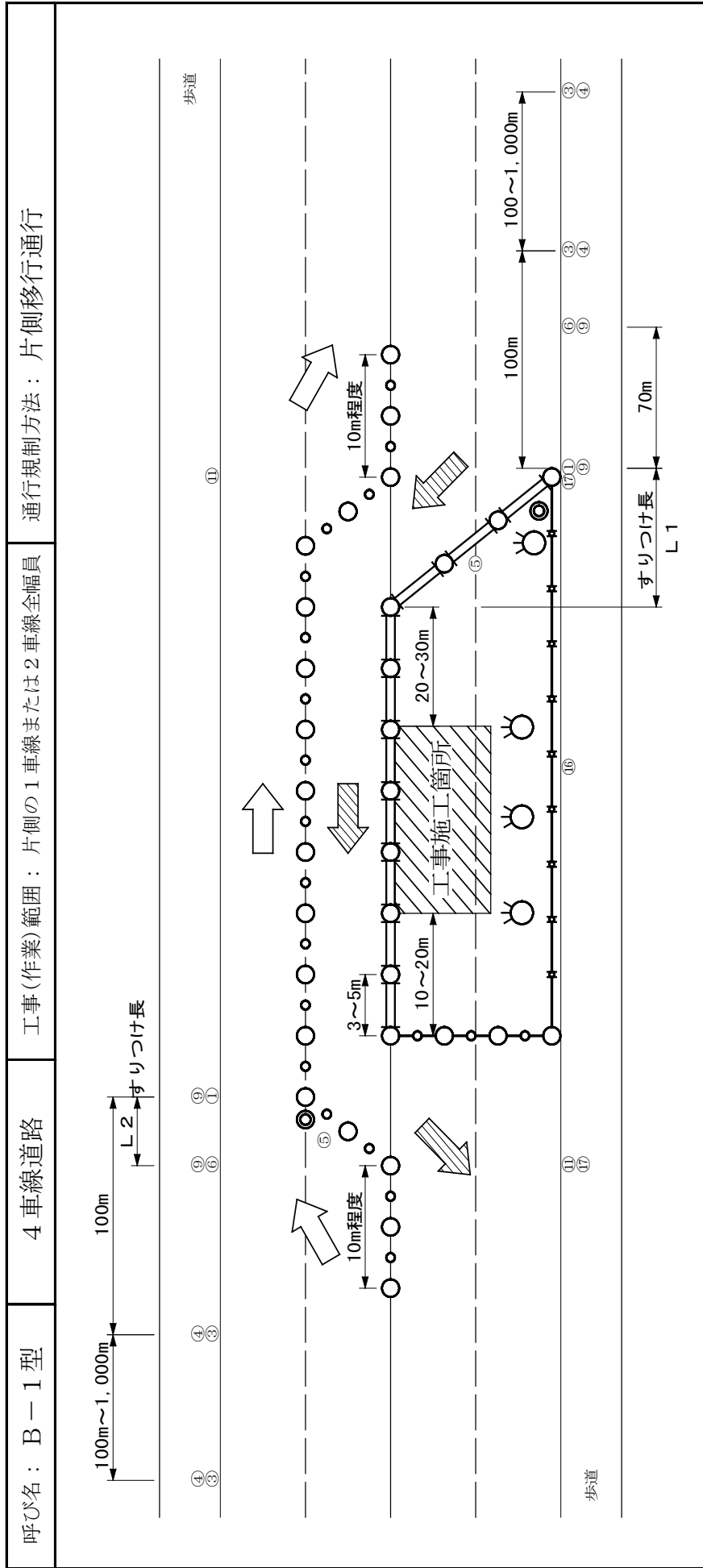
2-5. 設置図例

図-5 保安施設の設置図例

呼び名：A-5型	2車線道路	工事(作業)範囲：道路の中央部	通行規制方法：片側交互通行
 <p>路肩</p> <p>標識車(回転灯付)</p> <p>レーンマーカー</p> <p>路肩</p>			
<p>注-1) 防護用として標識車(回転灯付)を使用する。 -2) 工事区間長および交通量に応じて、適宜交通誘導員を置くこと。</p>			

2-5. 設置図例

図-6 保安施設の設置図例



注-1) ③の設置数、距離(位置)については、交通量および現地の状況によって定める。

-2) 昼間作業は、保安灯と照明灯を除く。

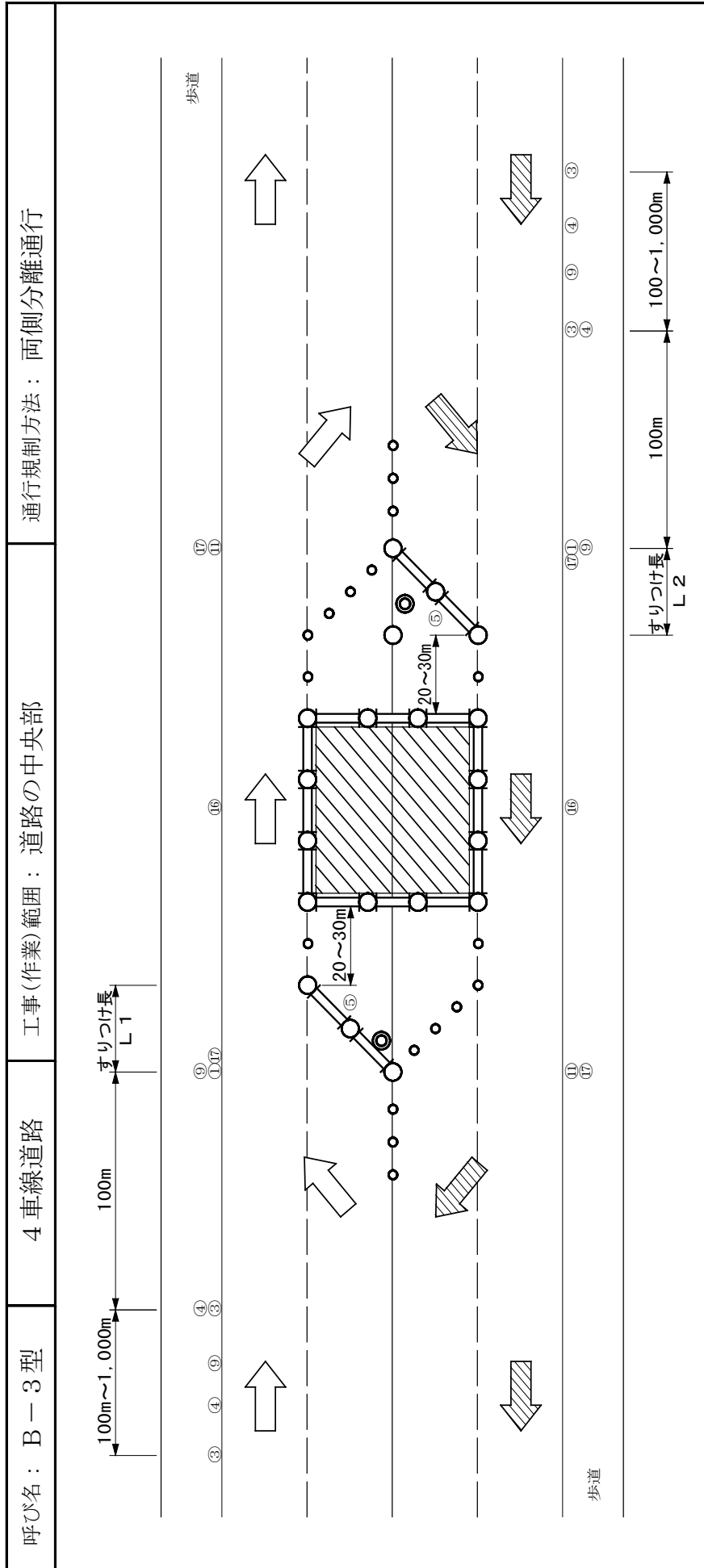
-3) 長時間にわたり作業を中止する場合は、上り・下り方向通行分離用のセパレイコートをバリエードとする。

-4) 必要に応じて、交通誘導員を配置する。

-5) 歩道に歩車道分離用の防護柵が設置してある場合は、歩道柵は不要。

2-5. 設置図例

図-8 保安施設の設置図例



- 注-1) ③の設置数、距離(位置)については、交通量および現地の状況によって定める。
 -2) 昼間作業は、保安灯をセフティコーンとし、照明灯は除く。
 -3) 工事区間長および交通量に応じて、両端に交通誘導員を配置する。

2-5. 設置図例

図-9 保安施設の設置図例

呼び名：B-4型	4車線道路	工事(作業)範囲：中央分離帯	通行規制方法：両側分離通行
<p>The diagram illustrates a 4-lane road with a central median. The median is closed for construction, indicated by a hatched area and the label '工事施工箇所'. The road is divided into four lanes by dashed lines. On the left side, the outer lane has a solid line and an arrow pointing right, while the inner lane has a dashed line and an arrow pointing right. On the right side, the inner lane has a dashed line and an arrow pointing left, while the outer lane has a solid line and an arrow pointing left. The central median is marked with circles and numbered ③ and ④. Labels '歩道' (sidewalk) are present on both sides of the road.</p>			
<p>注-1) ③の設置数、距離(位置)については、交通量および現地の状況によって定める。 -2) 分離帯内の作業スペースが狭い場合、工事区間長および交通量に応じて片側1車線を閉鎖し、両端に交通誘導員を配置し、B-2型に準ずる。</p>			

2-5. 設置図例

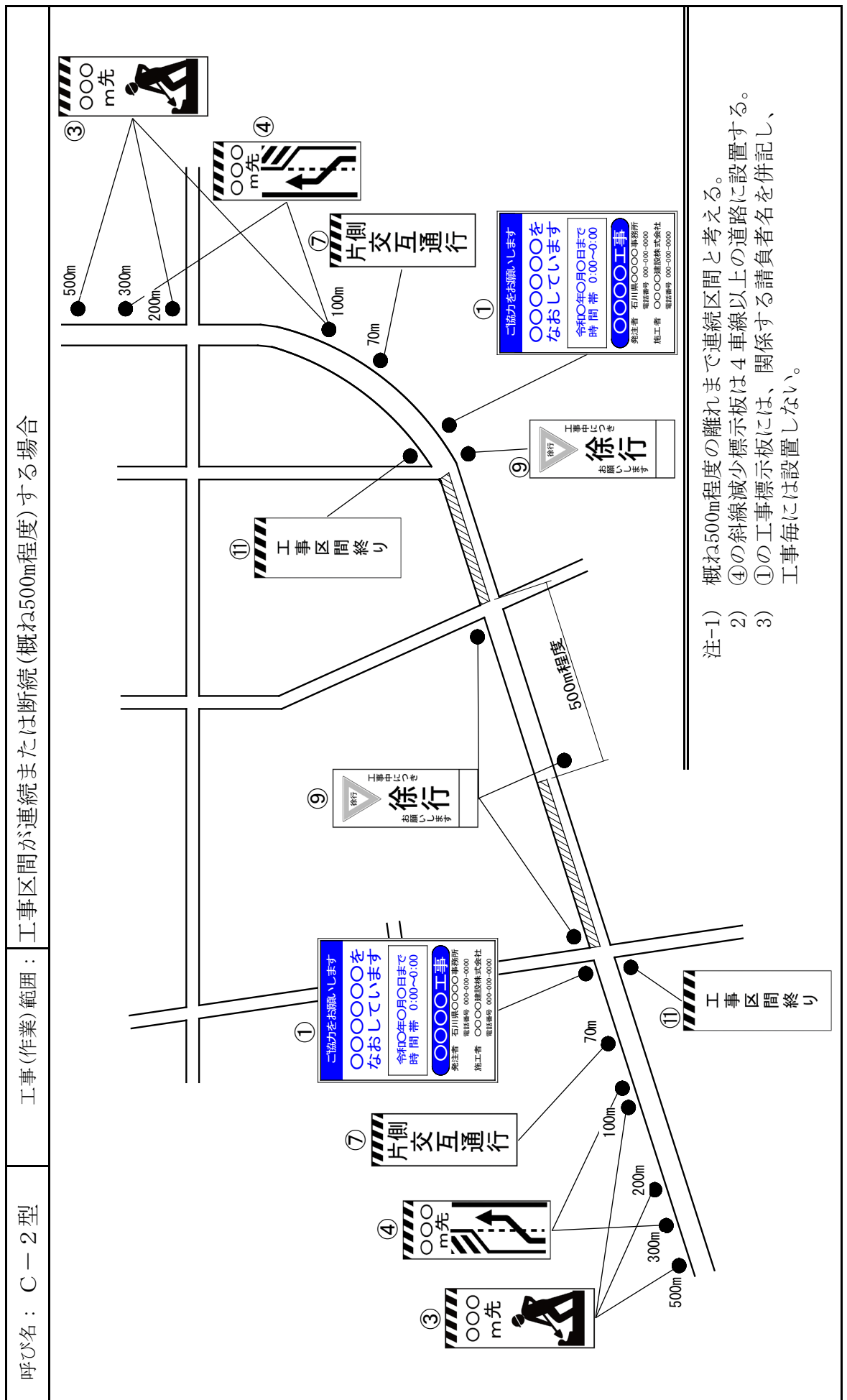
図-10 保安施設の設置図例

呼び名：C-1型	2, 4車線道路	工事(作業)範囲：路肩または歩道部	通行規制方法：歩行者通行確保
<p>注-1) ③の設置数、距離(位置)については、交通量および現地の状況によって定める。 -2) 昼間作業は、保安灯をセフティコーンとし、照明灯は除く。 -3) 夜間等、作業を休止する場合は、バリケードを設置する。 -4) 歩道側には、歩道柵(バリケード等)を設置し、歩行者通路を確保する。</p>			

2-5. 設置図例

(2) 複数の工事が連続または断続する場合の設置例

図-11 保安施設の設置図例

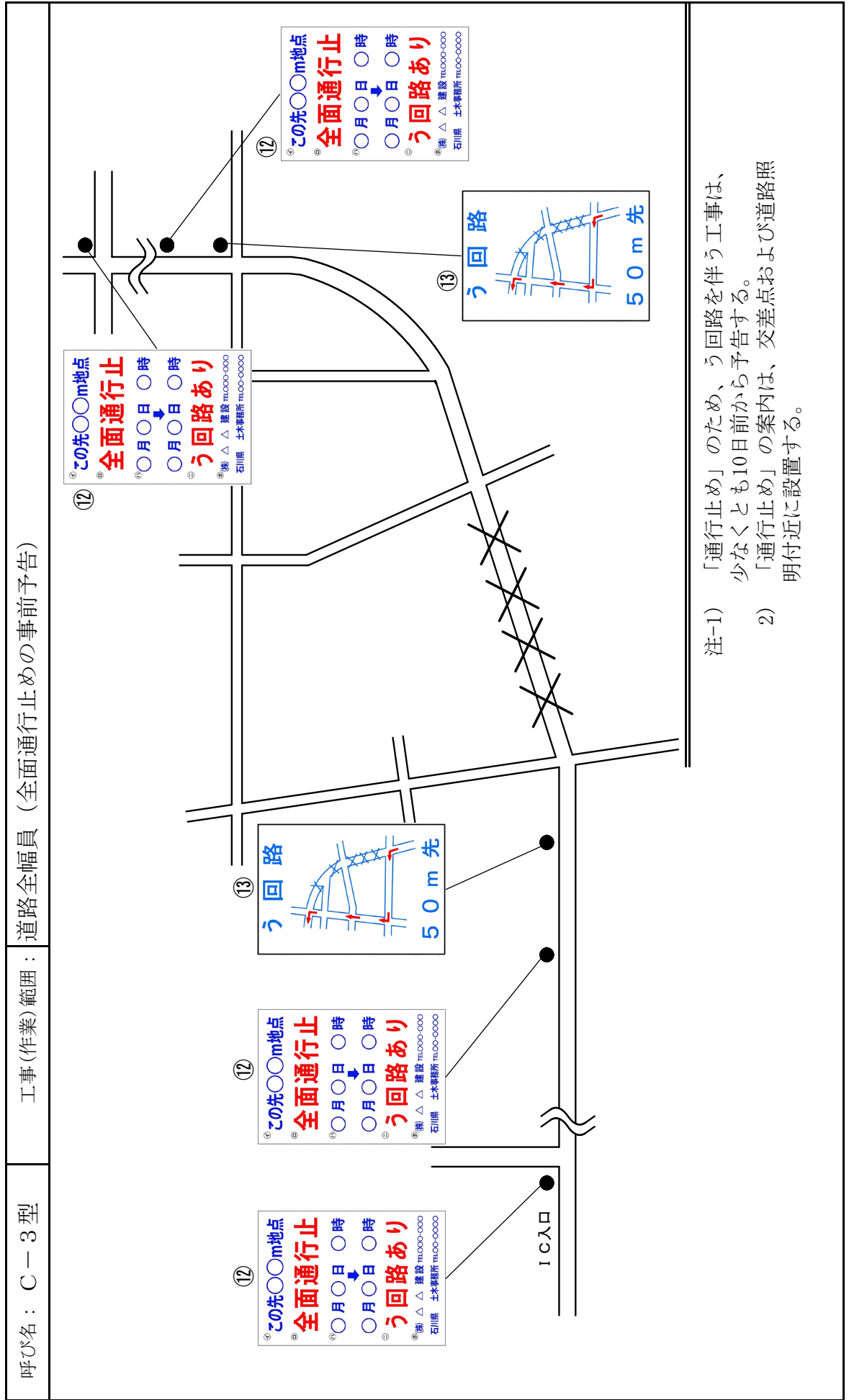


- 注-1) 概ね500m程度の離れまで連続区間と考える。
 2) ④の斜線減少標示板は4車線以上の道路に設置する。
 3) ①の工事標示板には、関係する請負者名を併記し、工事毎には設置しない。

2-5. 設置図例

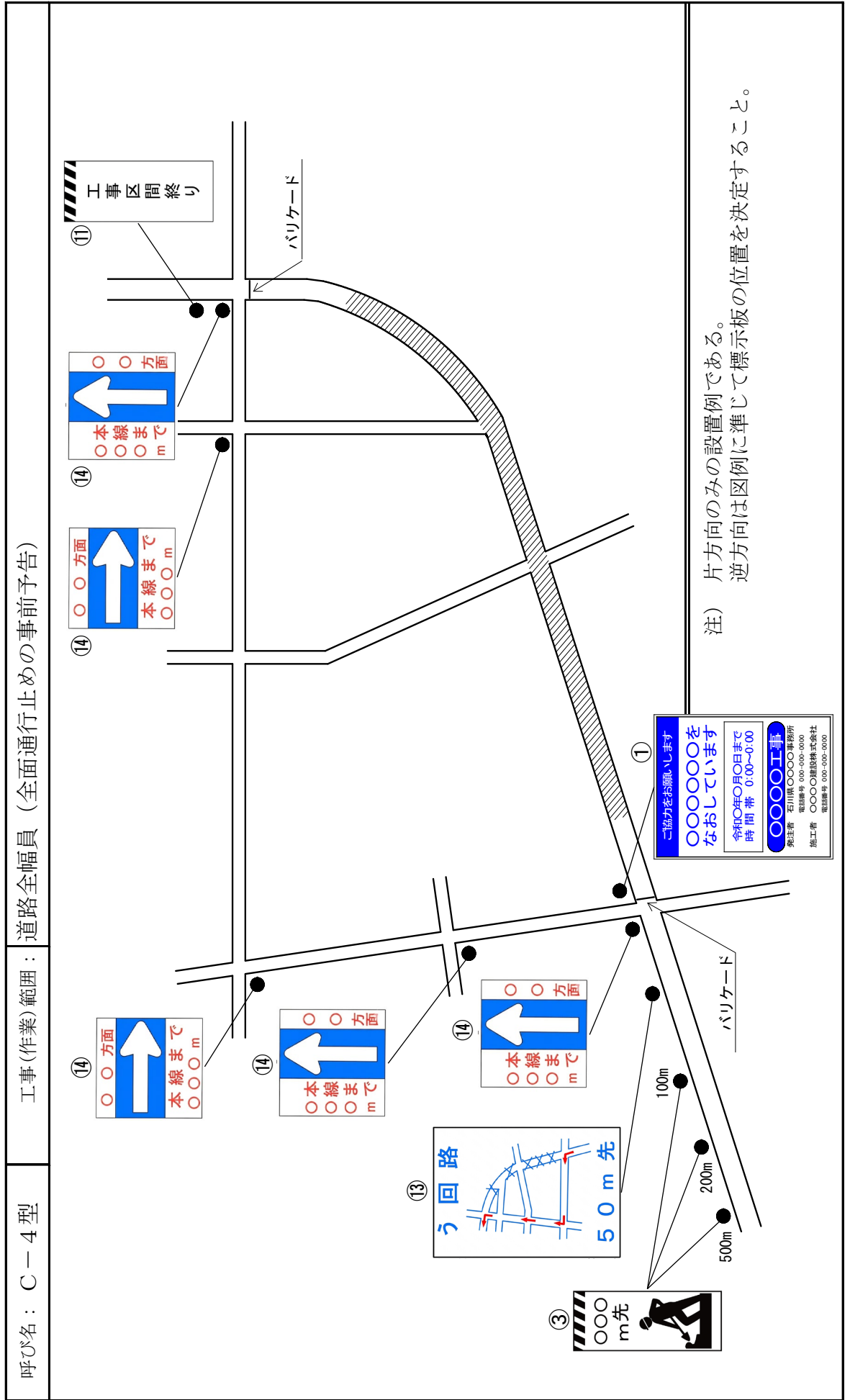
(3) 「通行止め」の場合における、う回路標示板の設置例

図-12 保安施設の設置図例



2-5. 設置図例

図-13 保安施設の設置図例



注) 片方向のみの設置例である。
逆方向は図例に準じて標示板の位置を決定すること。

3. 参考

工事看板表示内容例

区分	主な工種	工事種別	工事目的(参考表示例)
県 工 事	舗装補修工事	舗装補修工事	傷んだ舗装をなおしています
	舗装工事	舗装工事	騒音を少なくする舗装を行っています
	歩道工事	歩道工事	傷んだ歩道をなおしています 歩道を広げる工事を行っています
	道路維持工事	道路維持工事	傷んだガードレール(標識、排水柵等)をなおしています
	電線共同溝工事	電線共同溝工事	電線類の地中化を行っています
	橋梁補強工事	橋梁補強工事	地震対策のため橋の補強を行っています
	照明灯設置工事	照明灯設置工事	明るくするため照明灯を設置しています
	△△工事 (△△:橋梁、トンネル等)	△△工事 (△△:橋梁、トンネル等)	〇〇バイパス(道路)の△△工事を行っています (△△:橋梁、トンネル、舗装、盛土、切土、擁壁、水路等)
	道路改良工事	道路改良工事	狭い道路を広くしています 走りやすい道路にしています
	歩道橋架け替え工事	歩道橋架け替え工事	古くなった歩道橋を新しくしています
	地下歩道設置(補修)工事	地下歩道設置(補修)工事	地下に(の)歩道をつくっています(なおしています)
	塗装工事	塗装工事	傷んだ塗装を塗り替えています
	道路災害復旧工事	道路安全対策工事	傷んだ舗装をなおしています 走りやすい舗装になおしています 道路の(よう壁・ブロック・切土・盛土等)の(補修・補強)工事をしています。 橋の(補修・補強)をしています。 傷んだ(ガードレール・標識・側こう等)をなおしています。 傷んだ歩道をなおしています。 歩道の舗装をなおしています。 のり面の補強をしています のり面の安全を図る工事をしています。
電 力 関 係	供給関連工事	電気工事	電気設備の新設を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	電気工事	電気設備の取替を行っています 電気設備の撤去を行っています
	支障移設工事	電気工事	電気設備の移設を行っています
	通信ケーブル関連工事	電気工事	電気通信ケーブルの敷設を行っています
	埋設物調査工事	電気工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	電気工事	電気設備の緊急修理を行っています
	機材搬出入工事	電気工事	電気設備の機材を入れて(出しています)
	点検・補修工事	電気工事	電気設備の点検・修理を行っています
	無電柱工事	電気工事	電柱の撤去を行っています
	道路復旧工事	電気工事	電気設備の埋設跡の復旧を行っています
電 話 ・ 電 気 通 信 関 係	供給関連工事	電話工事	電話設備の新設を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	電話工事	電話設備の取替を行っています 電話設備の撤去を行っています
	支障移設工事	電話工事	電話設備の移設を行っています
	通信ケーブル関連工事	電話工事	通信ケーブルの敷設を行っています
	埋設物調査工事	電気工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	電話工事	電話設備の緊急修理を行っています
	機材搬出入工事	電話工事	電話設備の機材を入れて(出しています)
	点検・補修工事	電話工事	電話設備の点検・修理を行っています
	無電柱工事	電話工事	電柱の撤去を行っています
	舗装復旧工事	電話工事	電話設備の埋設跡の復旧を行っています
公衆電話BOX工事	電話工事	公衆電話BOXの【新設・撤去】を行っています	
ガ ス 関 係	供給関連工事	ガス工事	ガス管の新設を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	ガス工事	ガス管の取替を行っています ガス管の撤去を行っています
	修繕・補修工事	ガス工事	ガス管の修理を行っています
	支障移設工事	ガス工事	ガス管の移設を行っています
	埋設物調査工事	ガス工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	ガス工事	ガス漏れのため緊急修理を行っています
	点検・補修工事	ガス工事	ガス管の点検・修理を行っています
水 道 関 係	舗装復旧工事	ガス工事	ガス管の埋設跡の復旧を行っています
	供給関連工事	水道工事	水道管の新設を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	水道工事	水道管の取替を行っています 水道管の撤去を行っています
	修繕・補修工事	水道工事	水道管の修理を行っています
	配水管工事	水道工事	
	支障移設工事	水道工事	水道管の移設を行っています
	埋設物調査工事	水道工事	埋設物の調査を行っています
下 水 道 関 係	緊急工事	水道工事	緊急で水道管の水漏れを直しています
	点検・補修工事	水道工事	水道管の点検・修理を行っています
	舗装復旧工事	水道工事	水道管の埋設跡の復旧を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	下水道工事	下水道管の新設を行っています 下水道管の取替を行っています 下水道管の撤去を行っています
	(浸水対策・耐震)工事	下水道工事	下水道管の浸水対策を行っています 下水道管の耐震化を行っています
	修繕・補修工事	下水道工事	下水道管の修理を行っています
	支障移設工事	下水道工事	下水道管の移設を行っています
	埋設物調査工事	下水道工事	埋設物の調査を行っています
下 水 道 関 係	緊急工事	下水道工事	下水道管の緊急修理を行っています
	点検・補修工事	下水道工事	下水道管の点検・修理を行っています
	舗装復旧工事	下水道工事	下水道管の埋設跡の復旧を行っています